

令和7年2月

お客さま各位

カードを利用した1日あたりのATMでのお取引限度額の引下げについて

はばたき信用組合

平素は、当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、特殊詐欺及びマネーロンダリング等の犯罪防止策の強化の一環として、また、これらの犯罪からお客さまの大切な財産をお守りするために、カードを利用した1日あたりのATMでのお取引限度額を次のとおり引下げいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、当組合のお取引店窓口までお問合せ願います。

1. 実施日：令和7年4月1日（火）より

2. カードを利用した1日あたりのATMでのお取引限度額（個人・法人）

	令和7年4月1日以降	令和7年3月31日まで
現金お引出限度額・ お振込限度額	個人・法人 50万円	個人 100万円 法人 200万円

3. 対象となるカード：キャッシュカード、ICキャッシュカード、ローンカード

※「現金お引出限度額」及び「お振込限度額」は、下記の範囲内で変更できます。

個人（個人事業主）のお客さま：0～100万円

法人のお客さま：0～200万円

※変更をご希望されるお客さまは、通帳またはカード、お届印、運転免許証等の本人確認書類をご持参のうえ、お取引店窓口にてお申付けください。

※既に「現金お引出限度額」及び「お振込限度額」を変更されているお客さまにつきましては、4月1日以降もその限度額で引続きご利用いただけますので、再度のお手続きは不要です。

※お振込みには、来店不要・いつでもお振込可能で手数料もお得なインターネットバンキングをご利用ください。

お申込みは、当組合のお取引店窓口にてお願いします。

インターネットバンキングの詳細につきましては、当組合ホームページでもご覧いただけます。（<https://www.habataki-shinkumi.jp/>）